「女らしさ」の戦略と罠

── ゴフマンの分析視角から ──

高橋　裕子*

男と女を二項対立的に捉える制度は牢固とした基盤をもって私たちの生のあり方を規定する。制度は一方で諸個人に外在的な性別分業や社会化などを構成し，他方で諸個人に内在的な身体技法を構成する。そして，それらに通底するのは，「男と女をどのようなものと考えるのか」という一連の知の体系である。ゴフマンが自らの分析単位として設定した社会的状況に着目すると，制度は二項対立的な知の体系をバックボーンに，一定の型を伴った身体技法 ── 象徴的には儀礼 ── を通して表現されるが，そのような定形性を帯びた慣習はひるがえって制度の再生産を意味する。それをゴフマンは制度的再帰性と呼ぶが，この観点に従うなら，いかなる行為者も制度を再帰的に再生産させる諸個人だということができよう。これに加えてゴフマンが，社会には「男＝上位者，女＝下位者」とする分類図式が存在すると語ったことを勘案すると，行為者は分類図式をただ再生産する諸個人だということになる。しかし，少なくともゴフマンの行為論はこのような語り口で行為者を過度に単純化して捉えることを拒絶しているように見える。ゴフマンは，日常生活を生きる私たちが一般に感じている，分類図式に従うこともあれば，従わないこともあるという可能性，つまり行為の多様性を丹念に掬い上げることを主眼に据えたのである。そして，ゴフマンはそこに埋め込まれた行為者の戦略さえも分析の俎上へ載せていく。行為の多様性を捉える視角こそが，ゴフマンの行為論の真骨頂である。本稿はゴフマン理論に依拠して，制度的再帰性，「民衆知」など一見してマクロな問題に言及しつつも，なおかつそこにミクロなレベルで存在する行為の多様性とその戦略を事例研究から拾い上げることを目的とするものである。

キーワード：制度的再帰性，「民衆知」，二項対立，main track，subtrack，戦略

目次

はじめに
１．制度的再帰性のただなかで
２．「民衆知」
３．The Vulnerabilities of Experienceそして
　　The Manufacture of Negative Experience
４．事例研究：「外務省機密漏洩事件」
５．「外務省機密漏洩事件」に見る戦略
おわりに

＊立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

はじめに

ゴフマンは *Gender Advertisements* において「男＝上位者，女＝下位者」とする分類図式が社会に存在することを明らかにした。この分類図式は，男と女を二項対立的に捉える信念と慣習の統一体をもって循環的に再生産される。制度は，一方で個人に外在的な社会化や性別分業などを構成し，他方で個人に内在的な身体技

法を構成するが，両者は「男と女をどのようなものと考えるのか」という知の体系に基づいて具体的に描写される。つまり知の体系は再帰的に解釈され表現されるのである。いうなれば，知の体系あるいは信念,「男＝上位者，女＝下位者」とする分類図式の具現化である。ゴフマンは，社会的状況でこのような具体性を帯びて，制度が再帰的に再生産される様を制度的再帰性と称したのである。

さて制度的再帰性のただなかにある行為者は，分類図式を時として“自然”であるように感じるばかりか，あたかもそれを“自然”であるかのごとく振り付ける存在である。そのような行為者の振る舞いが分類図式に基づいていかに“自然”に見えようとも，それらは“自然”という言葉が示唆するような天賦の才によるものではなく，実際には「男性性や女性性の描写を提供し解釈する」行為者としての能力に依拠したものであるとゴフマンはいう[1)]。つまり分類図式は行為者の振る舞いの資源として活用されるのである。そして何よりも分類図式は典型的には儀礼の資源として用いられ，かくしてそれは儀礼過程でより一層色鮮やかに浮かび上がることになる。儀礼が聖観念と結びついていることを思えば行為者は分類図式を儀礼過程において再確認・再生産するのだといえる。分類図式は，身体技法の中でもとりわけ儀礼を通じて自らの存在を顕示するのである。だがゴフマンの行為論の観点に立ち現われる行為者は，儀礼にただ呪縛されるだけの存在ではない。市井を生きる私たちは，私たちが儀礼を戦略的に用いることで，他者を欺いたり，他者に取り入ったりすることを経験的に知っている。あるいは儀礼をわざとあいまいに用いてその背後にある真意を暗に漂わせたりもする。そこには嘲りや揶揄が含まれるかもしれない。ゴフマンは，私たちが経験的に知っている行為者の多様な振る舞いを捨象することなく，行為者のリアリティをあるがままに描き出そうと尽力したのである。

ところで，日常生活を生きる行為者にとって既に示唆した二項対立的な知の体系とはいかなるものだろうか。そこには男と女を徹頭徹尾二項対立的に捉える「民衆知」の存在がある。「民衆知」において行為者は，外性器の生物学的二型性をシンボリックに解釈して，セクシャリティやジェンダーの二項対立性を肯定する。物理的存在としての身体（生物学的性）は普遍性を帯び，これをイマージナリー・リソースとすることで「民衆知」における二項対立性は揺らぎのないものであるかの様相を呈してきた。もちろん「民衆知」の内容が時代とともに変遷を被ってきたことはいうまでもない。ただ普遍的である身体（生物学的性）の二型性をイマージナリー・リソースにすることで,「民衆知」が男と女の二項対立性を自明視してきたのは確かである。

行為の多様性の一端を探る試みとして，生物学的性，セクシャリティ，ジェンダー ── 何を根拠にそれらを区分けするのかという複雑な問題は，私の当面の関心ではないばかりか，私の能力を超えているように見えるのだが ── との関連で，それらを貫いて存在する二項対立性に着目したい。「民衆知」は生物学的性，セクシャリティ，ジェンダーを各々位相が異なりながらも互いに連動する二項対立性と捉えるようである。社会的状況でそのいずれに焦点が当てられるかは，状況定義如何であるが，生物学的性，セクシャリティ，ジェンダーは各々秘匿されるべきものから開示されるべきものとして ── そして操作できないものから操作され振り

付けられるものとして ── 通常認識される。三者を重層的に貫く二項対立性だとするこの理解は，三者が main track と subtrack との状況的混乱となって表面化する可能性を必然的に意味する。すなわち main track は状況定義と係って行為者に積極的に追求され，subtrack は状況定義とは関係ないものとして通常無視されるが，それらは main track と subtrack との混乱となって表面化しがちなのである。実際に，当面の社会的状況とに係って重要なのはジェンダーであるにもかかわらず，唐突に生物学的性が引き合いにだされるような混乱は，むしろ私たちの日常的経験ですらある。以上のように混乱という言葉で語る限り，それは厭い回避されなければならないだろうが，しかしそこに意味の重層性が胚胎するという点で，それはまた行為の多様性を保証するようである。このような観点から見れば，意図的であれ，非意図的であれ，行為者の多様な振る舞いを可能とするものとして，例えば「民衆知」と係った main track と subtrack の錯綜した関係を挙げることができよう。本稿では，社会的状況におけるこのような混乱を意図的に戦略として用いる行為者像を事例研究から導き出すことにする。

私は「外務省機密漏洩事件」（以下「機密漏洩事件」とする）として知られる事例を取り扱うが，この事件は当時外務省事務官であった蓮見喜久子が，親密な関係にあった毎日新聞記者の西山太吉に外務省の電信文のコピーを手渡し，両者が国家公務員法違反に問われた事件である。分類図式に基づいた振る舞いは，行為者の能力に依拠するにもかかわらず，蓮見は「女としては男に強く迫られると最後までノーといいきれない弱さがあります」と供述調書で語り，性的匂いを漂わせつつ自らが単なる受動的な被害者であったに過ぎないかの印象を撒き散らしたのである[2)]。上記の発言こそがまさに彼女が組み立てた戦略なのだが，ここで彼女は分類図式をことさら強調し，main track と subtrack との混乱に乗じて，情状酌量を勝ち取ると同時に西山に攻撃を仕掛けようとしたのである。本来この事件において，両者が性的関係にあったか否かは，main track とは何ら関係がなかったのである。少なくとも蓮見に性的関係を subtrack に留める意志さえあれば，そうすることは十分に可能であった。ところが蓮見は性的関係を敢えて「告白」することで ── それを main track として採用することで ── 「西山加害者，蓮見被害者」とする設定に真実味を帯びさせていったのである。

等しく分類図式を資源にしながらも，その結果が行為者に engrossment をもたらすこともあれば，軋轢をもたらすこともある[3)]。だが日常生活において行為者が分類図式を常に意識しているかといえばそうではない。行為者は分類図式を相互行為の端々で思い起こし，時としてそれを戦略的に活用するのである。分類図式をいかなる文脈において用いるかは行為者の意思次第であり，そのこと自体に性別は関係ない。問題は分類図式を資源に振る舞った結果，行為者がどのような状況に追い込まれるかということである。分類図式が「男＝上位者，女＝下位者」と設定する以上，男と女の振る舞い方に差があり，その結果は自ずと異なったものとなる。戦略にして然りである。ゴフマンの分析視角は，かように分類図式にとらわれつつも“自由”に振る舞う行為者を ── そして分類図式を戦略の拠点として巧みに利用しようとさえする行為者を ── 照射するのである。

１・制度的再帰性のただなかで

男と女の外性器の違いに見られる生物学的二型性は，二項対立的な分類図式の大いなるイマージナリー・リソースであり，それらはシンボリックな意味合いを持ちつつ二項対立的な分類図式を肯定する機能を有している。しかしジョン・マネーとパトリシア・タッカーの『性の署名』によれば，生物学的二型性は必ずしも明確な境界線をもって腑分けすることができず，行為者の「性自認」は生物学的性と必ずしも一致しない[4)]。とはいえ，生物学的二型性を根拠に分類図式そのものはなお牢固として存在する。その証拠に，「性自認」と生物学的性とが一致しない「性同一性障害の患者」は，「治療」の対象と見做されるのである。

「患者」が日常的に経験する困難とは，端的には自己表出と関連して発生する当惑である。分類図式が教えるところの「男らしさ」「女らしさ」は，首尾一貫した振る舞いのセットとして提示されねばならないが，「患者」の「性自認」と生物学的性の齟齬は，十全な描写を損なうのである。支離滅裂とまではいかないにせよ描写の綻びは一義的には「患者」自身の当惑であるが，それは共在の他者に察知されることで波及していく。一時的であれ，当惑が社会的状況を覆い尽すのである。ゴフマンが語るように，共在の他者を当惑に陥れることが行為者自身の罪悪感となるならば，「患者」はしばしば自らの自己表出と係わって罪悪感に苛まれねばならなくなる[5)]。「患者」が立たされる苦境は，社会的状況から社会的状況へと，程度の差こそあれ至る所で認識される分類図式故に状況的に発生するのである。

社会的状況において，分類図式は行為者の振る舞いに付き纏うばかりか，それは「美・醜」「善・悪」「正・誤」といった価値観と係って，何が正しく，何が美意識にかなった良き振る舞いなのかを規定する。

> 私は自分の主義として，数年前に脚や脇の下のムダ毛処理をやめってしまったが，それにともなう美的なデメリットとはいまだに折り合いがついていない。…世の習いに挑戦しつつも世捨て人にはならない ── との意図はよしとしても，首尾よく実行するのは至難のわざである[6)]。

上記のスーザン・ブラウンミラーの記述は，分類図式が指示する「女らしさ」が身体化された価値であることを示したものである。ムダ毛の処理はたかだかひとつの技術に過ぎないが，しかしそれらをことごとく無視すると，美の基準から逸脱した身体が社会的状況に立ち現われてしまう。しかも「女らしさ」は広い範囲 ── 「体」「髪」「服」「動き」「感情（表現）」など ── にわたって具体的に表現されねばならない。女には女に相応しい服装があり動作があり，感情の表し方があると考えられており，実際それらは「美・醜」「善・悪」「正・誤」といった価値観の一翼を担うのである。ある行為者を素敵だと思ったり，爽やかだと感じる時，私たちはこの分類図式をある程度参照する。素敵だとか爽やかだといった感覚は，もちろん好ましい「女らしさ」のみで構成されはしないが，そのような価値観の幾ばくかがそこに紛れ込む。行為者の役割や地位に相応しい好ましさや，社会的状況に相応しい好ましさといったものがあるにせよ，そこにはまた「女らしさ」の価値観が不可避的に持ち込まれているのに違いない。それ故にブラウンミラーは「否定しがた

い力をもつこの美的価値観に検討を加え，その起源やそれが長い歳月をへて存続してきた理由を探り，自由な選択に対する制限という側面」，要するに諸個人が価値を自由気ままに選択できないことを明らかにした，と述べたのである[7)]。

「自由な選択に対する制限」とブラウンミラーが語るように，行為者が社会に連なる諸個人である限り，社会が有する価値観から自由にはなりえない。価値観から自由になるといった発想がいかに魅力的であろうとも，行為者とは具体的な振る舞いの中で刻一刻とその価値観を提示することを求められる存在である。しかもその価値観は行為者のモデルとして機能するだけに，それを無に帰する行為者の振る舞いは，他者の当惑を引き起こすばかりか嫌悪や憎悪を掻き立てかねないであろう。そうであるが故に，行為者にできることは，この価値観が当面の状況定義において重要ではないことを示してその価値観を相対化する試みなのである。ここに行為者の裁量の余地が存在する。実際に社会的状況によっては，生徒や教師としての態度や発言を求められる場合が多々あり，ここでは分類図式に基づいた価値観はさほど重要ではない。分類図式がむしろ抑制されることが必要な社会的状況もある。しかし，それは分類図式を一時的に棚上げしたに過ぎず，もちろん分類図式そのものの消滅を意味するものでは決してない。むしろ分類図式は確固たる基盤をもって再生産されるのだという方が正鵠を得ているだろう。その説明をゴフマンは制度的再帰性に求める。

ゴフマンは次のように述べる。「その他の差異と比較して，ほんのわずかな差異に過ぎない生物学的性差は，社会的な結果といったものの基盤と見做され，それらは当然のことながら広範にわたる社会的信念と慣行の統一体を要求するのである。…だとすると説明されるべきは，…私たちの社会的取り決め social arrangement の保証として前面に押し出される性差のあり方であり，…このことを健全であるかのごとく見せる社会の制度的作用のあり方である」[8)]。生物学的二型性そのものは信念と慣習の統一体に比して，あまりにも微細ではあるが，一方でそれは基盤の一画を確かになすようだ。すなわち私たちはそれをもとにした「女（男）とは～である」という信念を有し，その信念は慣習と連結したひとつの統一体を構成するのである。制度を分析的に諸個人に外在的な社会化や性別分業などと，諸個人に内在的な定型化された身体技法に分けるなら，行為者は自らの信念を特定の社会的状況で再帰的に具体化して描写するのである。そしてそれらは全て，制度的再帰性に資する振る舞いと見做すことができよう。例えば，乳児の社会化である。

乳児の性別を一見して見分けることは困難であり，私たちは乳児が身につけている服装や名前に頼ってかろうじてその性別を判断しようと努めるのだが，私たちは乳児の性別が判明するや否や半ば自動的に異なった扱いをするようになる。「女（男）とは～である」という信念は，乳児の様々なしぐさや表情の中でも「男らしい」「女らしい」部分を発見してはその都度それを奨励するよう作動する。このような些細な働きかけの各々に，信念に従って乳児を分配する制度とそれに見合った振る舞いを見出すことができる。ゴフマンは，生物学的二型性をもとにセックス・クラスに分配する取り決めが，マクロなレベルでは社会化や性別分業，そしてミクロなレベルでは身体技法を通じて循環的に

再生産されること，それを指して制度的再帰性と呼んだのである[9]。このような取り決めは，行為者に言い逃れや弁解の余地を提供し，時に慰めを与えもするが，しかしもちろんそれは不満の原因ともなる。総合職の試験に失敗すれば「どうやら女は不利らしい」と言い訳できるし，またそのように考えると自らの能力の問題を直視しないですむ安らぎを感じるだろう。だからといって，能力もやる気も決して劣らないにもかかわらず，女だという理由だけで門前払いをくらい男が優先的に採用されるのを目の当たりにする悔しさが解消されるわけではない。分類図式をもとにした信念と慣行の統一体，つまり制度的再帰性の渦中にある行為者は分類図式をあまりにも自明視するが故に，社会的取り決めすなわち制度そのものを不問に付してしまいがちだが，行為者としての女の喜び，苦しみ，悲しみは間違いなくその取り決めの結果生ずるのである。つまりそれらは分類図式をシンボリックに読み込んだ結果生ずるのだ。だから「問題は女が less しか得られないということではなく，less しか得られない状況がどのような取り決めのもとに発生し，どのようなシンボリックな読み込みがこの取り決めになされるか，である」とゴフマンは示唆的に語ったのである[10]。おそらく，いかなる女であれ制度的再帰性のただなかにあることを否定することはできない。しかし，そのような取り決めのもとに「女」というセックス・クラスに配置された行為者は，分類図式をただ唯々諾々と受け取っているのではない。行為者としての女が，分類図式をシンボリックに読み込みそれを戦略の拠点とする果敢で多様な振る舞いを行使するのはむしろ当然のことである。そしてこの過程に，女の喜び，悲しみ，苦しみがあるのだと理解されるべきであろう。すなわちゴフマンのいう「lessしか得られない」は，分類図式と係った戦略の限定性なのである。

２．「民衆知」

生物学的性，セクシャリティ，ジェンダーは，生物学的二型性をもとに編み上げられた社会的・文化的な観念である。近代を「性の言説化過程」と捉えたのはミシェル・フーコーであるが，彼が示唆したようにセクシャリティをいかなるものと捉えるかは社会的・文化的事柄に属する[11]。同様に生物学的性をいかなるものと捉えるかも社会的・文化的枠組みの中にある。1907年初版の『婦人家庭衛生学』で緒方正清は「子宮と卵巣は月経期間中に『二個の傷部』を受ける，病める器官」だと述べた。そして緒方のこの見解が月経を“異常”と見做す感性や，女のセクシャリティを卑しむものとする感性を生み出した，と川村邦光は指摘する[12]。緒方の見解は当時の社会的・文化的背景を担って成立しており，それらが現在の私たちの見解と異なることはいうまでもないが，この見解の変遷こそが，社会的・文化的な観念の範疇に生物学的性があることの証左である。確かに物理的存在としての身体（生物学的性）は人間の意味付けを越えてそこにあるが，身体に関する観念は社会的・文化的規定を受けているに違いないのである。

「民衆知」 ── すなわち私たちが一般に抱く知の体系 ── において，生物学的性，セクシャリティ，ジェンダーの三者は位相の異なる二項対立性として想定されており，生物学的性は純粋に身体的特性として，そしてセクシャリティは性現象として，そしてジェンダーはある種の

表出的な規範として重層的に感じ取られる[13]。生物学的性が核をなし，そこから発散されるセクシャリティがあり，さらにその外縁をなすものとしてジェンダーは受け止められる。それらの区別は曖昧模糊としており，互いに連動するものとして認識されるが，それでも当面の社会的状況において具体的に要請されるものが生物学的性なのかセクシャリティなのかジェンダーなのか，行為者は一応の区別をつける。そしてそれらは，順を追って秘匿されるべきものから開示されるものとして，そして操作されえないものから操作されうるものとして異なった受け止められ方をする。全く異なった文脈にあるにもかかわらず，唐突に生物学的性やセクシャリティに焦点が当てられると，行為者はある種の戸惑いを覚えるが，その理由はそれらが秘匿されるべきだと考えられている以上に，状況定義を無視して混同されるべきものではないと考えられているからである[14]。

Gender Advertisements において，ゴフマンは別の角度からセクシャリティの重層性を指摘する[15]。ゴフマンによると，セクシャリティという概念は以下のことを含意する。①生物学的性を有する存在として行為者を想定する　②生物学的身体の内側には「動物 animal」と称される物体が存在し，それがなんらかの情報を発信していると想定する　③その情報は自然発生的であると同時に操作されうるものと想定する，ということ[16]。要するにセクシャリティは，生物学的性とジェンダーの中間地点に位置し，自然発生的であると同時に操作されうるものとして，秘匿されると同時に開示されるものとして捉えられる。だからこそ行為者はセクシャリティの背後に常に見え隠れする生物学的性の作用を暗黙裡に想定するのである。このように考えるとセクシャリティの概念それ自体，意味の重層性を帯びているということである。このことは，社会的状況でセクシャリティを問題にする時，それが「動物 animal」が発信する情報なのか，操作された情報なのか重層的であるが故にあいまいな解釈を孕みがちであるということを示唆する。

ゴフマンは，main track が line of activity として行為者の振る舞いをもって公に追求されると述べるが，main track の背後に無視され，隠蔽される subtrack，重層的で指示的でもある subtrack が存在することに行為者は気付いており，それらがあいまって重層的に意味の世界を作り上げると述べる[17]。ゴフマンのセクシャリティ概念を敷衍させると，生物学的性とセクシャリティとジェンダー各々が， main track と subtrack の関係にあることは明白である。つまり行為者がジェンダーやセクシャリティに着目しそれを line of activity として選択する時ですら，行為者はあからさまに言葉にしないにせよ，その背後に生物学的性を想定してしまいがちなのである。ただし，それまで追求してきた line of activity を掻き乱すほどの解釈や振る舞いを導入することは，回避されるだろうが。何故なら一般にmain track と subtrack との文脈から逸脱した混交は抑制されるのであるから[18]。しかしここでの問題は，そのような抑制を越えて存在する，典型的にはセクシャリティに見られる意味の重層性が，かたや混乱を引き起こすかもしれないが，かたや行為者の多様な振る舞いに資する点にある。重層であいまいな意味の重層性を活用して，他者からの正面切った反論を巧妙に避けるdouble entendres（性的ほのめかし）などは，その例である。

さて制度的再帰性と関連して「民衆知」に重

要なことは，「民衆知」の究極的な論拠が生物学的性にあるということである。すなわち可視的な生物学的二型性は，そのシンボリックな意味合い故に説得力を持ち制度的再帰性を支持するのみならず，それらが“自然”であるかのごとき装いを保証するのである。厳密には社会的取り決めの帰結が，“自然”な「男らしさ」「女らしさ」の振る舞いを生み出すのだが，そうであるにもかかわらず私たちはそれらを生物学的性の“自然”な表出であると見做す「民衆知」を有している。だがゴフマンがいうように「男らしさ」「女らしさ」の振る舞いがいかに“自然”に見えようとも，その原動力は生物学的性そのものにあるのではない。「(『男らしさ』『女らしさ』の）表現の大部分は，…社会的に学ばれ，社会的にパターン化されてる」――このパターンをゴフマンは「スケジュール」と呼び次のように記述する[19]。「男と女の human nature を真に構成しているものは，男性性と女性性の描写を提供したり解読することを学ぶ能力であり，これらの描写を提示するスケジュールに進んで忠実であることである。そしてこの能力は男と女であることではなく，人間の能力に依拠しているのである」[20]。つまりゴフマンによると，「私たちの nature に関する前提を確認するために，私たちは社会化される」のである[21]。行為者は“自然”であると考えられていることを“自然”に振る舞うように社会化されるのである。だからゴフマンは「ジェンダー・アイデンティティは存在しないといったほうがよいだろう。あるのはジェンダーを描写する為のスケジュールだけである」と言い切ったのである[22]。行為者は，制度的再帰性のただなかで分類図式に基づいた振る舞いの手順を熟知しており，それに則って振る舞うべきだと感じる。そしてその振る舞いは信念に基づいた振る舞いであると同時に，制度的再帰性を循環的に再生産させる機動力である。そして一連の信念と慣習をあたかも“自然”であるように装うのが「民衆知」であるが，それはひるがえって制度的再帰性を“自然”な装いのもとに再生産させるのである。ゴフマンがデュルケイムを下敷きに述べたように，「わたしたちは，全員司祭もしくは僧侶であり，ただ一緒に崇拝する基盤を必要としているだけ」なのである[23]。ならば「民衆知」は一緒に崇拝する基盤の一端だということになりはしまいか。少なくともデュルケイミアンと称されるゴフマンは「民衆知」をそのようなものとして捉えていたようである。

最後に「民衆知」と係って，研究者が陥りがちな陥穽と研究方法についてである。生物学的性とセクシャリティとジェンダーの腑分けは研究者によって積極的に進められてきており，研究者の試みは，三者が曖昧模糊とした状態にある「民衆知」からの決別を意味した。しかし研究者はこの「民衆知」から果たして逃れることができるのか。研究者はそのような特権的位置に安住できるのか。三者を分析的に腑分けすることでジェンダー分析の糸口を研究者が切り開いた功績は認めるとして，研究者といえども「民衆知」の外側の特権的位置に存在しえないという事実は認めてもいいのではないだろうか。「ジェンダーがそのスタートの時から社会構築主義の立場に立ちながら，同時に生物学的本質論を離れられなかったように，セクシュアリティのこの定義もまた…『セックス』にもとづく現象だという本質還元論を払拭できないでいる」と上野千鶴子は述べるが，「生物学的本質論を離れられなかった」という彼女の指摘こそ，実は研究者といえども「民衆知」の発想か

ら抜け出せない状況を露呈しているのではないだろうか[24]。だとすれば，ジェンダー・スタディーズにはどのような研究方法が可能なのだろうか。このような問題提起は研究者各々に突き付けられており，その解答は各自の模索に求められるべきである。ただ制度的再帰性のただなかで，分類図式に呪縛されながらも“自由”に振る舞う行為者を取り上げることで，制度的再帰性や分類図式や「民衆知」を相対化させる研究方法 ── 行為者に着目する研究方法 ── を私自身は採用したいと考える。良きにつけ悪しきにつけ位相の異なった二項対立性に絡め取られ，アンビバレントな状況に留め置かれる行為者ではあるが，実は行為者とは多様でしたたかな振る舞いの中でそれらを相対化させる存在ではないかと私には思えるのである。そのような行為者を分析する中で，もし分類図式が行為者に抑圧と感じ取られるとしたら，それはどのような経緯でそうなったのか，行為者の戦略をも含めて分析したい。ここで詳述することはできないが，私の研究方法は，拙論「ゴフマン理論の射程 ── 儀礼論と行為論のはざまで」の中で述べたように，儀礼論と行為論とが交錯する地平に浮かび上がる相互行為を分析することにある[25]。社会的取り決めが社会的・文化的に構築されたものであるにせよ，だからといって行為者がその取り決めから自由になるとは考え難い。社会的取り決めが構築されたということは，行為者がそこから自由になりえることを意味するものではない。ありえるのは状況規定的“自由”なのである。社会的取り決めとそれに纏わる拘束がない社会などかつて存在したこともなければ，今後も存在しえないのである。このような理解をもとにして，それでもなお存在する行為者の多様な振る舞いを炙り出したい。

3．The Vulnerabilities of Experience そして The Manufacture of Negative Experience

> 男は追いかけ，女は逃げる。女ははじめ抵抗し，やがて男を迎え入れる。小説でも映画でも，それは，あまりに見慣れたパターンだった。…それが求愛の儀式だと思われてきた[26]。

落合恵子が示すような「男＝上位者，女＝下位者」という分類図式は，pair-formation の資源としてよく活用される。しかし pair-formation においてですら，女は分類図式が示すような単なる「下位者」では決してない。女は自らを「相手の助力や援助を必要とする下位者」としてディスプレイすることで，pair-formation を効果的に仕掛けるのである[27]。分類図式をもとにしたディスプレイは，行為者としての振る舞う能力の所産である。「人間は他の動物とは異なって，彼らが行なうディスプレイに対して，非常に意識的であることが可能である。自らが選択した文脈で計画的にディスプレイをパフォームすることができる」のである[28]。だからもし分類図式が“自然”であるかのごとき装いを呈するとすれば，それは行為者が分類図式を“自然”であるかのごとく演出しているからに他ならない。pair-formation の時ほど，分類図式が要請する「男らしさ」「女らしさ」が誇張されることはないが，ここでの「男らしさ」「女らしさ」の表現は，分類図式の儀礼的強調に過ぎない。女は「下位者」としてのディスプレイを“自然”な装いのもとに差し挟むことで，pair-formation に参加する自らの意志を示しているのである。ディスプレイの背後には行為者の意志が確実に存在するのである。

pair-formation は分類図式を資源とする儀礼的応酬を経て性的に接近する過程であるが，この過程が首尾よく展開されることで行為者は親密で排他的な二者間関係をスムーズに形成することができる。この過程は社会が有する pair-formation の有効なモデルである。他者の性的装置への接近は通常禁忌の対象であるが故に儀礼的配慮なくして成立しないが，逆に儀礼に囲繞された社会的状況で性的接近を試みることで，この社会的状況は祝祭の空間へと転じられる。行為者相互が pair-formation という祝祭の空間に自発的に関与することで，その空間には engrossment が充溢する。pair-formation において，行為者相互が自発的に関与しているかどうかは，engrossment と係わって重要である。いうなれば行為者が pair-formation に自発的に関与していることが，engrossment を保証するのである。何故なら自発的な関与こそが，「排他的連帯」「仲間意識」「精神的親密さ」「相互の尊重」といったものを醸し出すと同時にそれらの証左なのであるから[29]。

婉曲的に「秘めごと」と称されるように，性的接近は閉ざされた私的祝祭の空間に留まることによって理想化され儀礼化される。かくして排他的に形成される私的祝祭空間に直接参加することが許されるのは，厳密には親密な関係にある行為者のみである。このことは，一端そこで疑惑が生ずると，相手の「本当の気持ちはどうだったのか」「今の気持ちはどうなのか」といった不信感を引き起こす傾向を帯びるということである[30]。二者間関係を適切に解釈・再解釈するにあたって，このような疑惑は解明されねばならない。だが親密な二者間関係が排他的に形成されるということは，そこで行為者は第三者の証言をあてにすることができないという矛盾を引き起こし，その作業は様々なフレームの断片をつなぎあわせる孤独な作業となりがちである。行為者は様々なフレームを照合していくことで相手の「本当の気持ち」に関する間違った解釈を排除し，正しい解釈を導きだそうと試行錯誤することになろう。相思相愛であるという思いが行為者に喜ばしさをもたらそうとも，ほんの些細な疑惑がさらなる疑惑を呼び覚まし行為者を不安に陥れる。相手に疑惑の解明を直接求め，その説明に矛盾がないかを検証し，躊躇や動揺がないかをモニターリングしたにせよ，行為者が相手の言動によって右往左往させられる状態に変わりはない。ここに親密な二者間関係が必然的に呼び込む脆弱性がある[31]。

「結びつきが緊密な二者間関係の場合，参加者は重要な役割にあり，（二者間関係を）転覆させる完全な位置付けにある」とゴフマンが述べた脆弱性が，親密な二者間関係には付き纏う[32]。同時に，「ここに二者間の本当のデモクラシーが存在する」とゴフマンが語るように，性別に係わりなく行為者は「偽りの愛」というメッセージを相手に伝達することで，その二者間関係を一瞬にして揺るがせ転覆させることができる[33]。その例としてゴフマンは「自分は演技をしていただけで，セックスで感じたことは一度もなかった」と喧嘩の勢いで口走った妻と，その言葉をまともに受け止めその後二度と妻に触れようとはしなくなった夫を挙げる[34]。「感じたか感じなかったか」という妻の経験は彼女の手の内にあり，「演技だった」といわれればそれを反証する手だては夫側にはない。それ故に行為者の不用意な一言が二者間関係の再解釈を導き出してしまったのである。まるでオセロゲームの駒のように，ひとつ異なった解釈

を導入すると過去の出来事まで異なった光のもとに照らし出されてしまうのである。この例に限らず，親密な二者間関係が排他的に形成されるということは，様々な情報を参照することができる社会的関係に比して，容易に再解釈（誤った再解釈であれ，正しい再解釈であれ）を導きだす結果をもたらすということである。「他者によって嵌められやすくなる」ことこそが，親密な二者間関係の特徴なのであろう[35]。

行為者の依拠してきた信念が揺らぎ，行為者の engrossment が解かれ，出来事に関する見込みが崩壊して苦境に巻き込まれるような経験を，ゴフマンは「否定的な経験 negative experience」と呼ぶ。「否定的な経験」を被った行為者は「前の出来事に関して持っていた距離と留保を，意識的なコントロールともども，失う」のである[36]。何が起きたのか皆目見当がつかなくなり，行為者はぶざまにも適切な距離とコントロールが保てなくなり動揺する。また行為者は「どんなフレームも直接に適用できないこと，あるいは適用可能だと思ったフレームももはやそうではないように思えることを見出すのである」[37]。このような場合「リアリティはアノミックにはためく reality anomically flutters」とゴフマンはいう[38]。というのもゴフマンにとってリアリティとは，行為者が状況定義を適切に斟酌し振る舞うことで構成することができるものであるのだから。だから「ここで何が起きているのか」を掌握しないまま社会的状況に取り残される行為者は，不安定な状態に留め置かれリアリティを喪失してしまうのである。ゴフマンによると警察の尋問，精神療法，政治的教化はこのような「否定的経験」を利用し，「解釈の一方を選ぼうとするいかなる傾向も，別の読みに力を与える行為によって阻止され，結果的にある者を窮地に留め置くテクニック」の開発なのである[39]。それらは行為者の親密な関係性や性的事柄など秘匿されるべき情報にまで立ち入り，それに対する抵抗や反撃を行為者の欺瞞や錯乱といった別の徴候と解釈するような独特な世界に行為者を追いやるのである。このような「否定的経験」は，行為者が「他者によって嵌められやすくなる」二者間関係において殊に生起しやすくなる。行為者が互いの情報のみに頼りがちなので，ある日突然「愛しているフリをしていただけだ」といわれれば，行為者はそこでの状況定義を適切に解釈・再解釈できない苦境に追い込まれるのである。さらに，親密な二者間関係は別の問題を孕む。

> 排他性は信頼を保証するものではないが，それにもかかわらず，排他性は，信頼感を触発する重要な要素となる。親密な関係性は，その人がおそらく世間の目にさらすはずのない感情や行いを相手に開示することを意味している。事実，他の人たちには隠してきたことがらの開示は，おそらく相手から信頼感を引き出し，それと引き換えに相手の信頼にこたえていくための，主要な心理学的標識のひとつなのである[40]。

ギデンズは，第三者には開示しない個人的な感情や出来事を当事者が共有することで二者間関係は信頼感を引き出すのだという。自己開示それ自体は互いが相手を信頼している証ではあるが，自己開示するという儀礼的応酬を経て信頼関係はより確かのものとなる。だがこのことは行為者相互が敵対関係に陥った場合，互いが互いを最も攻撃しやすい位置にあるということでもある。信頼していたからこそ第三者に知ら

れたくない情報を開示してきたにもかかわらず，相手がそれを悪用するとしたらどうだろう。二者間関係が排他的に形成されるという事実は第三者の証言を求めることができないことを意味し，それ故に行為者は相手からの悪意に満ちた攻撃に対して非常に脆くなる。いうまでもなく相手からの攻撃は行為者にとって「否定的経験」であるに違いないが，この攻撃には防御する手段が限定されるという別の悩ましい問題が付き纏う。

次章では，「女」というセックス・クラスに配置された行為者が，どのようにして親密な二者間関係を形成し，「否定的経験」を被ったのか具体的な事例の中で取り上げることにする。外務事務官蓮見喜久子が当時親密な関係にあった毎日新聞の記者西山太吉に外務省の機密を漏らし国家公務員法違反を問われた「外務省機密漏洩事件」と称される事例を検証するが，この事件において蓮見は決定的な「否定的経験」を被る。逮捕されたこと，警察の尋問を受けたこと，起訴状によって性的関係が公のものとなったことが彼女の身に降りかかった「否定的経験」である。これを契機に彼女の経験の解釈は劇的に変化していく。main track と subtrack との関係で語るなら，本来 subtrack に過ぎなかった二者間の性的関係が，つまり subtrack として留めておくことが可能であった性的関係が前面に押し出され，main track として積極的に採用されていくのである。起訴状によって性的関係が公になったが，しかし検察側にそのような論拠を与えたのは他でもない蓮見自身の供述だったのである。何故それを前面に押し出さねばならなかったのか。そこでの蓮見の戦略はいかなるものだったのか。これらを具体的な事例をもとに考察したい。

４．事例研究：「外務省機密漏洩事件」

［ステージ１］［ステージ２］［ステージ３］という３つのステージに分け，「機密漏洩事件」の経緯を時系列に記述するが，そうするにあたって留意したいことがある。「機密漏洩事件」を再現するにあたって，新聞，雑誌，判例などを照合したが，それらは全て再構成された物語りである。誰がどのような目的をもって再構成したテクストなのか，同一の出来事でありながらもテクストによって異なった光のもとに照らし出されることになる。だからといって事例研究の信憑性が損なわれることにはならない。私が考察の対象に据えるのは，「女」というセックス・クラスに配置された蓮見の戦略とその背後に横たわる分類図式であり，蓮見の戦略はむしろテクスト相互を注意深く照合し考察することでより鮮明に浮かび上がってくる。真実は藪の中である。真実を真実のまま知ることは不可能であり，当事者である蓮見自身においてもそうであるといえるかもしれない。ある意味で，誰もが再構成されたテクストの中で文脈を辿り真実を探る試みの中にいる。そして私自身もそのような試みに参加したいのである。「真実として語られたこと」の文脈を繋ぎあわせることで，明らかになる蓮見の戦略があると思われ，それを掬い上げることを事例研究の目的としたい。

［ステージ１］：親密な関係性へ

1971年２月に外務省詰めのキャップとなった西山はほとんど毎日蓮見の上司である安川審議官を訪問するばかりか，日に２・３度電話することもあり，それを蓮見と年上の外務事務官山田が取り次ぐことで，２人の関係には仕事上

の関係とはいえ日常的な気安さが既に漂っていた。５月18日，この日私鉄ストが終日決行されており西山が「足がなくて困っているだろう」と蓮見に帰路の交通手段の提供を申し出たことから，彼らは急接近する[41]。毎日新聞社の契約しているタクシーが外務省の正面玄関に到着し，西山が車中で「これから新宿へ行こう。食事でもしようじゃないか」と誘い，２人はコマ劇場裏の『車』という「目の前でいた板前さんがお料理を作ってくれる立派なお店」へと流れる[42]。何杯かのウィスキーの水割りで酔い始めた西山が「ぼくが毎日のように外務省審議官室に行くのも，実は君の顔が見たかったからだ」とつぶやき，その後も「君が好きだ」と蓮見の耳元で繰り返しささやく[43]。なおそこからそう遠くない『スカーレット』に場所を移して杯を重ね，「彼に誘われるままに踊」り，「私自身も酒と，西山記者の“愛の告白”に酔い続けた」[44]。酒と“愛の告白”に酔った２人は，『スカーレット』を後にし最終的に旅館へたどり着いてしまうのである。「なぜ，あの時，私も強引に帰らなかったのか。いま悔やんでみても始まらないが，西山記者のささやきとお酒との両方に攻めたてられ私の気持ちはとても複雑だった。明らかに足が地面についていなかった」[45]。対する西山はこの日の出来事について供述調書で「２人とも40過ぎた大人ですから，真剣に愛情を持ったというようなことではなく，多少うわついた気持ちですが，もっとも彼女の方がどの程度真剣に私の言葉を聞いていたか私には分りません。あるいは本気だったかも知れません」と語っている[46]。ということは，西山は蓮見が「あるいは本気だったかもしれない」と感じていたのであろう。

５月21日，西山より電話があり「明日会いたい。どこがいいだろうか」と聞かれて，蓮見はニューオータニ内のバー『カプリ』に２時と指定する。５月22日は土曜日である。「横浜に行こう」という西山の誘いに，「今日は中華街でお食事でもするのかな」と蓮見は胸をときめかす。タクシーに乗り込んだ２人は，「今から横浜へ行くと遅くなるなあ，渋谷にしよう」という西山の提案に従って『ホテル山王』の一室に入る[47]。ここで「安川にも，外務省にも絶対に迷惑をかけはしないから，ただ参考にするだけだから」と審議官室に回ってくる電信文を見せてくれるように西山は依頼する[48]。これに応じて蓮見はその後しばしば，『ホテル山王』もしくは赤坂の秋本秀雄事務所に電信文のコピーを届けるようになる。ルポライターの吉田和正によると「役所では周りは立派な人ばかりで，やりがいのある仕事に熱中している。家に帰れば定職のない主人が六法全書と首っ引きで言葉ひとつかけてくれるわけではなく，勝つ見込みのない裁判にむきになっている。なさけなくて後ろ姿さえ見るのも厭になっていたのです」と蓮見は語り，一方夫は「女房は役所に出るようになって事大主義になった」と語っていたようである[49]。家計は，妻が家に入れる６万円と病弱で働けない夫のほぼ同額の家作によってまかなわれており，折半されていたとはいえ，蓮見は家でくすぶって気難しくなる夫に次第に不満を募らせていった。しかも夫が夢中になっていた裁判とは，母親の扶養をめぐる実兄との血で血を洗う争いだったことから，蓮見を取り巻く空気は重苦しいものだったであろう。昭和５年生れの蓮見は，定時制高校への入学，大学の二部への入学，結核のために中退，結核療養と，向学心に燃えながらもやむなく勉学の道を絶たれるという苦い経験をした。蓮見が「病気をし

たもの同士でひっそりと暮らせれば，それ以上なにも望まなかった」と語る結婚生活は，外務省に勤務し，今まで知り合う機会もなかった「立派な人」に囲まれてみると，さぞかし色褪せてみえるようになったに違いない[50]。実際，「事件前の数年，すでにこの夫婦の間は冷えきっていた」という吉田の言葉を裏付けるように，夫婦間では何度か離婚話が出ていたようである[51]。冷め切った結婚生活がかたやあり，かたや同僚たちの無駄話の端々にも「××大臣」「××次官」といった実力者の名前が気安く語られる世界がある。そのような実力者と同じ空間で仕事をすることは，蓮見に誇らしさをもたらしただけではなく，夫とは別世界の住人になったような錯覚を呼び起こすに十分であった。ちなみに『車』での西山の支払いは３千円，月収５～６万円の夫に望むべくもない贅沢であった。そのような状況を背景に西山との親密な関係は，敏腕な記者で有名な西山へのあこがれと，その西山から好意を示される喜ばしさからくる engrossment の中で培われていったのである。「それから間もなくして，西山記者はアメリカに行った。私は正直いって天にものぼる気持ちだった」と蓮見は述べるが，この発言は明らかに事実に反する[52]。西山は６月28日～８月５日まで米国国務省の招待で渡米するがこの間，「西山記者側からの催促は全くなかったのに，わざわざ西山記者の渡米中の宛名を外務省内の友人にタイプしてもらって，２回にわたって10通以上の書類を送っていたのである」[53]。８月７日，２人は渋谷で落ち合い再び性的関係をもつが，西山は「お土産を買ってくるよ」と言っていたにもかかわらず，この日蓮見に何も買ってきていなかった[54]。蓮見に対する感謝もなければ，配慮もなかったことを，彼女はどのような思いで受け止めたのだろうか。蓮見が自分の気持ちが一方通行であり，そのような自分の気持ちを西山が利用しているのではという疑惑を次第に色濃くしていったのは，おそらくこの頃からなのである。「西山記者が見せてもらうだけで良いと言ったのに，自分が重要だと判断した本件電信文などは，…密かにコピーしてこれを渡す」など，蓮見は献身的に西山に接してきた[55]。にもかかわらず，おみやげひとつなく，交わす会話がだんだん少なくなっていく状況がそこには横たわっていた[56]。具体的日付についての２人の証言は食い違うが，蓮見は西山の誘いを断るようになり，９月のある時期にはもとの記者と審議官付きの事務官の関係に戻っていったのである。

［ステージ２］：逮捕劇

蓮見と西山との関係には既に終止符が打たれ，二者間で起きた出来事は誰にも知られることもなく闇に葬られるはずであった。しかし翌年の1972年３月28日付けの朝日新聞の一面に，社会党の横路孝弘の手に渡っていた電信文のコピーの写真が載った時点から，２人は次なるステージへ引きずり出されることになる。西山は，写真にある書き込みの筆跡から彼が入手した電信文ではないかと危惧した上田政治部長から事の真相を尋ねられ，それが自分のものであることを３月28日時点で認めている[57]。しかしまだこの時点の毎日新聞社内では，事態を楽観視する雰囲気だったというが，事態は急激に動いていく[58]。３月28日の夕刊で「交渉経過が一部もれたのはたしかなようだ。事実だとすれば，外務省はじまって以来の大問題であり，真相をはっきりしたうえで，関係者の責任をあきらかにする」という福田外相のコメントが掲載

される[59]。しかも３月29日の毎日新聞の夕刊は，外務省筋が『“機密洩れ”事件について，司直による捜査にゆだねる可能性のある」ことを発表し，この事件が単なる行政処分に留まらないことを示唆したのである[60]。このような状況で蓮見が，迫りくる身の危険を感じなかったはずはあるまい。蓮見は，29日に問題の電信文が自分の持ち出したものであることに気づき，30日未明に「こうなった以上，全部安川審議官に申し上げてお詫びをします」と西山に伝え，その日のうちに退職願を提出し早々と退庁している[61]。「外務省は…４日早朝，同省安川壮外務審議官付（秘書）蓮見喜久子事務官（41）を警視庁に国家公務員法100条（秘密を守る義務）で告発するとともに，本人を説得して同庁へ出頭させる方針である。すでに本人は電報をコピーしたことを認めていたが外務省は国会審議の模様などをにらみ合わせ，これまで告発を見合わせていた」という記事にある通り，午前５時半蓮見は夫と山田事務官に付き添われて出頭した[62]。４月４日付けで西山と蓮見は逮捕され，同日夕刊で「蓮見事務官が自発的に西山記者に渡した場合は，西山記者は法に触れないが，同記者が蓮見事務官をそそのかすなどの事実がはっきりすれば同法111条の『そそのかし』『ほう助』にあたる」と，捜査二課が西山を「そそのかし」の疑いで取り調べていることが明らかになる[63]。

４月８日夜，西山の弁護士は，勾留決定（10日間）の取り消しを求める準抗告をおこない，東京地裁刑事第二部は，９日は日曜日であったにもかかわらず13時間にわたるの審理を行い午後10時過ぎ，「証拠隠滅の恐れがない」ことを理由に西山記者の勾留決定を取り消した。９日深夜に釈放された西山は「私は新聞記者として言論の自由を守る権利を行使したことでは恥じることはなかったと思います。私は国益というものと，記者としてのいわゆるギリギリの調和点を私なりに追求しました。しかし結果的に蓮見さんに非常なご迷惑をかけたことは残念です」と毎日本社ビルで行なわれた記者会見で述べたのである[64]。この時点ではまだ２人の性的関係は公のものとなっていなかった。

一方蓮見であるが，彼女に対する準抗告は行なわれず，彼女のみが留置場に残されることになる。「蓮見さんは，警視庁の留置場にいて，西山記者の釈放を知った。…そして，東京地裁で検事の取り調べを受けている蓮見さんの陳述に，はっきりと西山記者への怨みと憎しみが出てくるのは，西山記者釈放がその岐れ目になっている。『西山さんに最初に会った頃の印象は，率直に言って態度が大きく横柄で，いやなやつだという感じをもっていました』というのが，西山記者釈放後に，蓮見さんが検事に答えた最初の言葉である」と澤地久枝は述べる[65]。西山のみが釈放されて自分１人が留置場に留め置かれるという事態は，検事の「こういうところに来て，人をかばったって仕方がないよ。…人間はみんな自分の身がかわいいからね。あんたも自分のことだけ考えればいいんだよ」という言葉をまさに反映しているように思えたのだろうか[66]。

４月15日の各社の夕刊に「１・西山は蓮見とひそかに情を通じこれを利用して…２・蓮見は西山のそそのかしに応じ…」このような文言で語られた起訴状が掲載され，事件は一挙に「わいせつ」なスキャンダルといった相貌を呈することになる[67]。新聞記者が取材活動と係って逮捕されるという前代未聞の事態は新聞各社を震撼させ，各社は政府の機密に対する「知る

権利」のキャンペーンを大々的に繰り広げていた。そんな最中に，２人の性的関係を赤裸々に綴った起訴状が発表されたのである。検事側が「これで，事件の本筋よりも，本筋外の被疑者間の行為のほうが強烈に世間に印象づけられるだろうこと」を知らなかったはずはないにもかかわらず，これを「あえて書いた理由はなになのか」という疑問を朝日新聞が投げかけるが，起訴状の公表を契機に事件の争点は次第に「知る権利」から２人の性的関係へと転じられていくことになる[68]。「知る権利」に焦点を絞るには，夾雑的な要素が多すぎたのである。毎日新聞社の中堅記者がいうように，まさに「ふたりの情交を前面に押し出した警察の巧妙さにしてやられた」のである[69]。起訴状の「ひそかに情を通じ」という文言はそれ自体生々しく衝撃的であったが，それ以上に２人の性的関係が「そそのかし」の唯一の論拠として検察側に採用されていったことの意味はあまりにも大きい。それ故に『“情事”がなければ事件は起きなかった」と，渡辺恒雄はこの事件の特異性を総括したのである[70]。

［ステージ３］：法廷における二者間の対照性，「加害者西山，被害者蓮見」

蓮見が外務事務官という立場にありながら機密を漏洩したことが国家公務員法違反だとする考え方は当初から新聞各社で報じられており，これがある程度一致した見解であったことから，公判の争点は西山を「そそのかし」で国家公務員法違反に問えるかという点に絞られていった。事実，蓮見は国家公務員法違反を争う姿勢を一度たりとも見せたことがない。西山が国民の「知る権利」を梃子に取材は新聞記者としての正当な取材の範囲だったと主張するのに対し，検察側は性的関係をもとに蓮見を「そそのかした」ことを立証しようと躍起になった。対する蓮見は「自分が被害者」であることを強調することで検察の主張を裏付け，情状酌量を勝ち取ろうとした。このような蓮見・西山の立場の違いは，各々の弁護士の態度の違いとなって表われ，西山側の弁護士は「ぼくは，２人のあいだの問題は意識してやらなかったワケ。…こちらは知る権利の問題，公の問題をたたかっているんです。実際蓮見さんとは闘争の次元がちがいますよ」と述べ，蓮見側の弁護士は「蓮見さんに，知る権利ウンヌンは関係ありませんよ」と述べる[71]。澤地が述べるように蓮見が「情状の酌量を願いつつ，西山氏がいかに『しつように』そそのかしたかを証言して，まさに検察側証人としての役割を果したこと」は明らかだが，ここでの問題は西山が性的関係に関する証言を避ける中で蓮見の証言のみが検察側の「そそのかし」の論拠となったことである[72]。

〈昭和48年８月４日，第14回公判〉

問い（西山側弁護士）特に今，蓮見さんとの関係について，あなたがここで述べておきたいということがありましたら，述べていただきたいんですが。

答え（西山）いわゆる取材目的を持って計画的に接近して欺くというような意図があってというようなことは，まったくございません。それからもうひとつは，どうしても向こう側がいったん拒否するにもかかわらず，それをさらに強圧して依頼するというようなことは，最初から考えておりませんでした。したがって，断られたというようなことは一切ございません。その２点は最小限のこととして指摘しておきます[73]。

問い（検察官）：…被告人蓮見は政治にも経済にも興味のない普通の女でしょう。だとしますと被告人蓮見にだって疑われるかもしれませんよ，これは利用したな，と。そういう心配はなかったんですか。

答え（西山）：…私はひた押しにそれを利用してとっているんだというようなことをもたれるのはいやですから，私はあくまでもむこうの選択というようなものを大事にしているつもりです。だから催促するとかなんとかいう，むこうにたいしてそういう強圧的な態度だけはとったことはぜんぜんございません。

問い：一般的に見れば，男よりも女性の方が，社会的家庭的にもそういうようなことが公けにされると困るというこのは，当然考えるだろうと思いますが，被告人はそういう蓮見の弱みを利用したんじゃないですか。

答え：そのようなことはまったくございません。第一あなたのそういう質問の前提が間違っているんじゃないのですか。

問い：しかし取材を頼んだ理由，あるいはそれを承諾する理由というのはそういう特殊な関係にあるというから，ことはそこまで進みますよ，話は。

答え：しかし，あなたの，どちらのほうがあれだというようなことは，ぜんぜん間違っているんじゃないですか[74]。

問い（蓮見側弁護士）：あなたの先ほどの供述を聞いておりますと，西山記者にあなたが文書を出したということの，もっとも大きな理由は，特殊な関係がばれることが怖かったからだとおっしゃいましたね。

答え（蓮見）：はい。

問い：しかし，西山さんが，あなたに，ばらすぞと言ったようなことがあるんですか。

答え：それはございません。

問い：それならば，なぜ怖かったんですか。

答え：別に，なにも西山さんから直接そのような言葉をいわれたことはありませんけれども，わたくしは主人から折にふれて，男の人はそういう関係ができたときに，よく人に話したがるものだし，特に新聞記者というのは，口がそういう点では軽いしするから，新聞記者は怖い人だよという話をきかされたものですから，すごくそれが自分の心に残っていました。

…

問い：明るみにでるということは，新聞に出るとか，雑誌に出るとかということですか。

答え：いいえ，そういう新聞とか雑誌とかいう以前に，わたしは人に聞かれる，特にわたしは主人にこのことを言っていませんでしたから，主人に知れるということを，それから，自分の上司であって，わたしを信用して下さっている安川外務審議官にひょっとしたら知れるんではないかというふうに恐れていました。その，ばれるというか明らさまになるというのは，そういう意味です。

…

問い：…持ってこなければご主人に言うぞと，安川さんに言うぞと言ったわけではないのに，あなたがただ１人で恐れていたんじゃないのかということです。西山さんはわかっていただろうかということです。あなたが怖がっていることをね。

答え：それはやはり，西山さんも西山さんの立場から，男の立場から，女性を見た場合にわかるんじゃないでしょうか。わかっていたと思います[75]。

性的関係が明るみに出るのを蓮見が恐れて西山の要求を断りきれなかったというのなら，彼女が［ステージ１］でどうして西山の誘いを断わることができたのか辻褄があわなくなる。「わざわざ西山記者の渡米中の宛名を外務省内の友人にタイプしてもらって，２回にわたって10通以上の書類を送っていた」ことからも，蓮見がある程度自主的に電信文を持ち出したのは確実である。彼女はこの時点で，西山に好意を抱いていた。しかしその後，西山の判断の甘さから「迷惑をかけない」という約束は守られず，地道な努力をひたすら積み重ねることで獲得した審議官付のポジションを失い，生活のめどがたたないような窮地に蓮見は追い込まれていく。彼女が被った多大なる犠牲にもかかわらず事件発覚後に西山から十分な説明や陳謝もなければ，事後処理に奔走してくれた気配もない。このような西山の無責任かつ無神経な態度が，蓮見に「加害者西山，被害者蓮見」という構図を最終的に引き出させる要因となったのだと考えられる。「こんどのことで非常に残念なのは，事件になってから，なぜ西山が私の家に来て謝らなかったのか」と蓮見は無念さを滲ませている[76]。事件発覚以来，蓮見の中には西山に対する疑惑と憎悪，やりきれなさが渦巻いていたに違いない。

西山に対する憎悪と，自らを「被害者」とする意識が蓮見に芽生えていったことは確かである。しかしこのような意識の芽生えがいつだったのかを，特定することは難しい。というよりはむしろ彼女の内側にあった小さな疑惑が様々な過程を経て確信めいたものへと徐々に醸成されていったのであろう。ゴフマンが述べたように，警察における尋問それ自身が行為者にとって「否定的経験」である。警察の尋問を通して main track が，「加害者西山，被害者蓮見」とするラインに沿って強化され導き出されたのかもしれない。かくして検察官調書における彼女の「告白」は次のようなものとなる。「体の関係ができてしまうと，女としては男に強く迫られると最後までノーといい切れない弱さがありますし，あくまで断って西山さんの感情を害し，そのしっぺ返しというわけでもないにしても，なにかの機会に西山さんの口から『蓮見とできている』ということがばらされてしまうのではないかということも気になっていた」[77]。だが，「加害者西山，被害者蓮見」とする main track は後に捏造されたもので，［ステージ１］での状況をありのまま反映したものではない。それ故に判決文は「ひとたび男と深い仲になってしまったが，夫に対する最大の背徳行為が暴露されることについての極度の不安と相まって，被告人蓮見をして，同西山のしつような依頼を断りきれず，秘密文書の持ち出しを決意させる決定的動機となったこと，そして，被告人西山に命じられるままに，さながら機械のごとくほとんど連日のように外務省から秘密文書の移しを持ち出し…」といった検察側の主張を退けたのである[78]。判決文を見ていただきたい。「証拠によると被告人西山にしても妻子ある身であり，毎日新聞記者として外務省詰めのキャップという立場にあったことが認められ，このような事情にかんがみると自らの背徳でもある前記肉体関係を自らみだりに明るみに出そうと考えてはいなかったことが推測されるのみならず，証拠によると被告人西山が被告人蓮見に対し前記肉体関係暴露をほのめかしたことの全くなかったことが明らかであるから，被告人西山に被告人蓮見の不貞行為の暴露に対する危ぐを利用しようという意図はなかったというべ

きである」とし，蓮見懲役６ヶ月執行猶予１年，西山無罪を言い渡している[79]。

５.「外務省機密漏洩事件」に見る戦略

「民衆知」は性的な事柄（生物学的性のレベルにおいてであれ，セクシャリティのレベルにおいてであれ）を秘匿するものと想定するにもかかわらず，［ステージ３］で蓮見はむしろ積極的に西山との性的関係について言及する。ゴフマンの定義によると「わいせつ」とは，①私的事項を公にすること　②生命の人間的次元から sub-human，あるいは全くの身体的次元へ堕落することであるが，だとすると蓮見は自らを「わいせつ」な存在へと貶めたことになる[80]。「民衆知」は生物学的性とセクシャリティとジェンダーを重層的に捉えるが，その中でもmain track として照射すべきものが何なのかは，状況定義との兼ね合いで決定されねばならない。橋爪大三郎が語るように「個々の社会事象（行為や出来事）それ自体に何かワイセツな実体がそなわっているわけではなく，それが然るべき社会的文脈に置かれるときはじめて，ワイセツ性を帯びる」[81]。つまり性的な事柄は，文脈を限定して取り扱わない限り「わいせつ」なものとなるのである。（例えば産婦人科医が患者を診察する場合を想像していただきたい。）

そうであるとすれば，「情を通じた」ことを公に知らしめた起訴状は，突拍子もなく「わいせつ」だったということになる。「機密漏浅事件」が世間の再目を集めだしたこの時点で，いったい誰が，男女の情交が前面に押し出されることを想定しえたというのか。田宮裕が『ジュリスト』で述べるように，この起訴状は「余分なことは書いてみたが，罪となるべき事実を基礎づけたことにはならず，訴因の明示に欠けるといわなければ」ならず，「モラル違反（法律違反ではない）をとりあげ，裁判所にすがって有罪判断を請求して（結局は国民を説得しようとした）『甘えた起訴状』といえる」のである[82]。法律違反の裏付けを欠いた「甘えた起訴状」であったにもかかわらず，これが新聞紙面で公開されたことは別の効果を遺憾なく発揮した。ゴフマンは「親密性の価値を低下するために，あるいは人間の価値を低下するために，公の目にさらされること」が「わいせつ」だというが，性的関係を公にされたことで蓮見と西山の「親密性の価値」及び「人間の価値」は卑しめられることになる[83]。「わいせつ」であるが故に帯びた卑しい人間が，「機密漏洩事件」を引き起こしたのだという印象があまねく流布されたのである。起訴状はこのような効果をもって「知る権利」を擁護しようとする毎日新聞を中心とした論調を砕き，「機密漏洩事件」を男女の「わいせつ」な物語りへと貶めた。これが検察の戦略だとすれば，この戦略にあえて便乗し自らを「わいせつ」な存在へと貶めた蓮見の戦略は何だったのだろうか。繰り返し性的関係を「告白」し続けた蓮見に戦略がなかったはずはない。というのも蓮見の性的関係の「告白」は公判や供述調書に限らなかったのであるから。1974年１月31日の判決を前にして，彼女は『女性自身』で「なぜ私は，西山記者と『情を通じた』のか！」という扇情的なタイトルのもと西山との性的関係を詳細に暴露している[84]。「判決があるまで事件については，いっさい口外しない」という坂田弁護士との約束を破ってまで，何故蓮見は西山との性的関係について語らねばならなかったのか[85]。

「男＝上位者，女＝下位者」とする分類図式は，pair-formation の資源として活用されるが，しかし行為者としての女が単なる「下位者」でないことは既に述べた通りである。行為者は，pair-formation が分類図式の儀礼的強調で成り立つことを知っており，状況定義に応じてそれを活用する。pair-formation の意志のない女は，男のアプローチを無視することもできるし，またフレームの重層性を利用して「またまた冗談でしょ」ととぼけることもできよう。繰り返すが，分類図式は振る舞いの資源であるに過ぎず，蓮見と西山は pair-formation 過程において分類図式に乗じて振る舞った行為者なのである。この事例においては「男は追いかけ，女は逃げる。女ははじめ抵抗し，やがて男を迎え入れ」たのではない。「男が追いかける」ように見せかける，その見せかけこそが儀礼だったのだが，儀礼を実体であるかのごとく誇張することで，蓮見は「女＝下位者」を浮かび上がらせようと努めたのである。蓮見が釈放された時の「ニュース・ソースを明らかにされたことは許せない」というコメントは，西山への怨嗟を滲ませる[86]。だが「そっとしておいてほしい」と語った蓮見の言葉を字義通りに受け止めることはできない[87]。彼女の「そっとしておいてほしい」という気持ちは，後日新聞紙面で公開された起訴状を契機に何らかの変化を見たのであろうか。あるいはそうかもしれない。

重層的に織り成される意味の世界において，何を main track として照射し，何を subtrack のままに留めておくか，その解釈と選択の一端は行為者の意思にあり，この観点から見るといかなる女も行為者という資格において全くの「自主性のない女」たりえない。少なくとも蓮見は，黙秘権を用いて「性的関係にあったかどうかは関係ないことだ」と周囲の詮索を突っぱねることができる位置にあったにもかかわらず，むしろ積極的に「だまされたかわいそうな女」を演じていったのである。だからこの事件を丹念に検証した澤地は，蓮見を「『自主性のない弱いおんな』というかくれ蓑を最大限に利用した」といい，「哀れな被害者，自主性のない受身の女という姿をやりきれなく思った」と語る[88]。第三者の証言を求めることができない二者間関係の特異性に基づいて，蓮見は性的関係を綿々と供述していったのである。「西山，蓮見両氏の検察官に対する供述にはおよそ 20 ヶ所のくいちがいがあった」にもかかわらず，西山はこれらに関して敢えて争おうとしなかった。「西山記者側の負い目にもとづく沈黙を見越して，蓮見側の一方的な『告白』のかたちで，いわゆる『真相』が流布された」のだ[89]。蓮見は西山が性的関係に関して争う意志がないことを見越して，男と女の「わいせつ」な物語りの語りべとなる。少なくとも判決前後からの週刊誌上における「告白」は，そのような性格を帯びていた。何故なら性的関係を争わないことが，「西山記者が堅持した態度」であることは最終弁論において既に明らかになっていたのだから[90]。

自らを「わいせつ」な存在へと貶めてまでも蓮見が手に入れたかったのは，「加害者西山，被害者蓮見」というまさに西山の「そそのかし」を立証しようとする検察側の主張と軌を一にする構図だった[91]。「主体的に罪を犯したのではなく，そそのかされて罪を犯したかわいそうな女」というイメージを流布することで，彼女は西山に攻撃を仕掛けつつ最終的に自らの罪の軽減を狙ったのである。しかも蓮見が「民衆知」を援用し，生物学的性とセクシャリティの

レベルに main track を求めた効果はてきめんだった。通常秘匿されるべきであるとされる性的な事柄に踏み込み，性的な事柄を「告白」することは，そうまでしてでも敢えて訴えたい「真実」があるような印象を与えることになる。あるいはフーコーがいうように「性の真理が，有用であれ，危険であれ，貴重なものであれ恐るべきものであれ，とにかく本質的な何物か」であると考えられる時代故にそのように感じ取られるのかもしれない[92]。おそらく，「本質的な何物か」を性に求める傾向が近代になって台頭しているのは確かなのである。いずれにせよ性的関係に main track を求めることの意義は，それが「真実」であるかの装いを呈することにあるのではないか。

「そっとしておいてほしい」と語りながらも最後まで西山に対する攻撃の手をゆるめなかった蓮見とは対照的に，「そっとしておいてほしい」とは決して言えなかった西山の立場についてふれておきたい。「機密漏洩事件」は新聞記者が国家公務員法で起訴された最初の事件であり，西山は新聞記者が取材と係って国家公務員法に抵触しうるのか否かの瀬戸際に立たされていた。彼は何としても，「機密漏洩事件」が取材の制限となるような悪しき前例となるのを避けねばならない立場にあったのだ。「彼と彼女では，立場が全然違います。たかがといっては失礼だが，蓮見さんは外務省事務官。西山記者には取材活動という大ダンビラ，大義名分がある。事件後，最高裁まで戦うといって毎日新聞を休職中の身と，懲戒免職の身の差ですね」と語られる対照的な状況に２人は置かれていたのである[93]。「国家権力のネライが『蓮見事務官の惨めさ』をテコに取材の自由を大きく制約しようというところにあった」以上，西山には弱音を吐くことが断固として許されていなかった[94]。新聞記者という役割をもって［ステージ２］［ステージ３］に臨んだ者と，ただ事件に巻き込まれる形で［ステージ２］［ステージ３］に引きずり出され，これといった役割を担っていなかった者との差が，両者の間には如実に立ちはだかっていた。いうなれば，蓮見には女であることを立脚点にする以外の選択肢はなかったのである。「知る権利」という旗を掲げることができた西山を羨ましく思おうとも，蓮見は「政治にも経済にもなんの関心もない普通の女」だったのである。そこに「哀れな被害者，自主性のない受身の女という姿をやりきれなく思った」と澤地が語るような自己提示しかできなかった蓮見の痛ましさがあった。

この事例に，私たちは分類図式が存在するからこそ可能となる戦略を認めることができる。だがまた「女＝下位者」とする分類図式に戦略の資源を求める限り，女は分類図式の陥穽に陥ることになるだろう，といわざるをえない事例でもある。つまり朝日新聞の「天声人語（1972.4.17）」にあるような「あわれな女」というイメージからの脱却が図れなくなるのだ[95]。他者の同情にすがり生きていくというポーズはポーズ以上のものとなり，女のその後の生き方を規定する路線設定 alignment となる。「問題は女が less しか得られないということではなく，less しか得られられない状況がどのような取り決めのもとに発生するか」と語ったのはゴフマンであるが，分類図式に振る舞いの資源を求める限り，それ以外の自己提示がはばまれることになる。「機密漏洩事件」に巻き込まれてしまった蓮見は確かに「あわれな女」であるが，しかし分類図式に頼ったからこそ「あわれな女」になったという側面を見逃して

はならない。ゴフマンの分析視角から行為者を考察すると，行為者とは決して「主体的」存在ではない。だが敢えて「主体的」に振る舞うことで，自らの誇り高さを示す選択が蓮見には残されていた。「女＝下位者」を振る舞いの資源とするに従って，蓮見は自らを本当に「下位者」と感じていったのではないだろうか。

おわりに

ゴフマンによると，制度的再帰性は二項対立的な分類図式に関する信念とそれを具体化する慣習の統一体であり，それは循環的に再生産される。制度的再帰性のただなかに生まれ落ち社会化された諸個人は，分類図式に則ってあたかもそれが“自然”であるかのごとく振る舞う能力を獲得した行為者である。しかも行為者は分類図式を支える「民衆知」を有している。「民衆知」は，生物学的性，セクシャリティ，ジェンダーを各々重層的な二項対立性と捉えるが，それは普遍的な物理的存在としての身体を説明原理として採用するが故に，位相の異なった二項対立性を肯定するばかりか，ますますそれを“自然”であるかのごとき色彩のもと照らし出す。かくして「男＝上位者，女＝下位者」とする分類図式は確固たる基盤をもって再生産されることになる。

しかし例え分類図式が「男＝上位者，女＝下位者」と設定するにせよ，それを拡大解釈して「男＝抑圧者，女＝被抑圧者」とする言説に疑問や反発を感じないわけにはいかない。「私にとって『オンナ』といえば自分の好きな女性であり，その女性は常に私を翻弄し，悩ませ，もがさせる存在であって，とうてい『オンナ』が『社会的弱者』とは思えなかった」と小谷野敦はいうが，彼に限らず分類図式に疑惑の念を抱くこともあるに違いない[96]。分類図式を掬いあげつつも，行為論に見るゴフマンの分析視角は「女（男）＝something」とカテゴライズして捉えることに与しない。行為者としての女は，ただ受動的な存在ではなく，当然のことながら多様で重層的な振る舞いを行使し，戦略を企てる存在である。行為者としての女は悔し紛れに暴言をはきもすれば，皮肉な態度を取り，あいまいにごまかしもすれば，他者を無視したり，突き放したりもする。これらの行為者の微細な振る舞いの数々を捨象しない分析視角をゴフマンは提示したのである。ゴフマンが示したような，分類図式を行為者の振る舞いの資源 ── より限定的には儀礼の資源 ── とする分析枠組みは，行為者の多様で微細な振る舞いを分析の俎上に載せることを可能にしたのである。

行為者が分類図式から逃れえない事実を捉えて，行為者が分類図式に呪縛されるという物言いも可能であろう。だがゴフマンが言及した行為者の能力という言葉は，より多様で重層的な振る舞いに私たちが注目するように促す。行為者は分類図式を振る舞いの資源としつつも，自らの真意は別の所にあることを暗に示したり，分類図式を字義通りに解釈していないことを示すこともある。制度的再帰性のただなかにあるからこそ，行為者は分類図式に則った振る舞いが，どのような帰結を招くか想像することができ，それをもとに戦略を組み立てるのである。行為者の能力に依拠した戦略の結果が，女に桎梏や engrossment をもたらすのだということがゴフマンの分析視角の中で明らかになる。そして信念と慣習の循環的な再生産を制度的再帰性であるとするゴフマンにとって，分類図式に則った振る舞いこそが制度的再帰性を永らえさ

せる慣習だったのである。

最後にゴフマンの議論と事例研究との関係について付言しておきたい。“The Interaction Order”にあるように，ゴフマンの関心は社会的状況にあり，社会的状況に特有の相互行為秩序に焦点を当てることで，行為者の役割，地位（社会的属性），個人史がそこで具体的にどのように作動するのかを考察したのである[97]。つまり行為者には社会的に付与された役割があり，階層や性別などの地位（社会的属性）があり，また個人の経歴としての個人史がある。そうでありながらも状況定義と係って，行為者がそれらにどの程度注目するのかしないのか，それらは厳密には状況定義との兼ね合いで判断されるべきだとゴフマンは考えていたのである。ゴフマンは次のように述べる。「どんな相互行為にも，次のような二重の主題が存在する。その場より大きな世界が持ち込まれなければならない。しかしそれはまた，統制され偽装された方法で行なわなければならない」と[98]。

例えば本稿のように継続的に維持された二者間関係を考察する場合，二者間の相互行為を社会的状況内で考察する必要があると同時に，社会的状況外で行為者がどのような情報を入手し，その情報が二者間関係の解釈にどのような変化をもたらしたのかを考察する必要がある。二者間関係を考える時，私たちは社会的状況外で「～がほめていた」「～が悪口を言っていた」といった自分に対する評価を耳にし，その情報が二者間関係に何らかの影響を及ぼすことを経験的に知っている。だとすると，ゴフマンの議論が社会的状況に焦点を当てたものであるにせよ，彼の議論を社会的状況外の出来事をも含めた一連の事例研究に適用することは無謀な試みではないはずである。このことは，次に述べるゴフマンの研究上の戦略を説明することでなお納得してもらえるだろう。

ゴフマンは自らの研究手法を「ミクロ分析」と名付けたが，かといってゴフマンの研究の守備範囲が決して「ミクロな領域」に限定されていたわけではない[99]。ギデンズがいうようにゴフマンは「故意に広範で長期間にわたる問題とのいかなる係わりをも避けたHe quite deliberately avoided any sort of engagement with issues concerning the large scale or the long term」のであり，これは研究者ゴフマンとしての戦略だったのである[100]。ゴフマンが制度的再帰性という言葉を使用していたことからも明らかなように，彼が広範で長期間にわたる問題（マクロな問題）が社会的状況に及ぼす影響に着目していたのはまぎれもない事実である。ただゴフマンは，マクロな問題が社会的状況に直接的に作用するのではないことを念頭に置き，それらを相互行為と直接的に結び付けようとする研究手法から用心深く一線を画そうとしたのである。まさに社会的状況には，その時間・その空間固有のリアリティがあるというわけでる。こうした点を踏まえて，ゴフマンの分析視角から事例研究を展開することは，私たちの生きる現実 ── 日常生活 ── をよりリアルに描き出すことなのである。本稿は，そのための試みの第一歩だったのである。

註

1）　Erving Goffman, *Gender Advertisements,* (Harvard University Press, 1979), p.8.

2）　澤地久枝『密約 ── 外務省機密漏洩事件』中央公論社，1988年，159頁.

3）　高橋裕子「ゴフマン理論の射程――儀礼論と行為論のはざまで」『立命館産業社会論集』第34巻第4号，第2章ゴフマンの儀礼論（108-112

頁）を参照していただきたい。

4） John Money and Patricia Tucker, *Sexual Signature,* (Little, Brown and Company, 1975), 朝山新一，朝山春江，朝山耿吉訳『性の署名』人文書院，1990年.

5） Erving Goffman, “Embarrassment and Social Organization,” *American Journal of Sociology 62* (3), 1967, p.267.

6） Susan Brownmiller, *Femininity,* (Linden Press／Simon & Shuster, 1984), p.157, 幾島幸子，青島淳子訳『女らしさ』勁草書房，1998年，202-203頁.『性愛論』（河出書房新社，1991年，140頁）において上野千鶴子は「スーザン・ブラウンミラーというアメリカのフェミニストが，いまから十数年前に，『アゲインスト・アワー・ウィル』── 私たちの意志に反して，という強姦告発の本を書いたんです。ところがその本を書いた10年後，80年代の半ばに，彼女は『女らしさについて』という本を書いて，『女よ，もっと女らしくなろう』といいました」と語るが，このコメントに対して一言申し述べたい。『女らしさ』の訳者の一人である幾島幸子のあとがきにもあるように，「完膚なきまでに糾弾した前著 *Against Our Will* に比べて物足りないと，失望をあらわにする書評が出版当時アメリカではいくつか見受けられた」ことは事実である。しかしブラウンミラーは「女よ，もっと女らしくなろう」と語ったのではない。ブラウンミラーは，些細ではあるが行為者に付き纏う「女らしさ」を丹念に分析したうえで，次のように記す。「個人の自由裁量に属する一定のしぐさやシンボル── ヘアスタイル，声の抑揚，仕事の取り組みかた── が，ジェンダーを決める社会的な決定要因となる。…２つの性のどちらかであるかを100％の確かさをもって区別する文化的必要が存在する以上，男女双方にその“立証責任”があるのは認めるとしても，そこには著しい不公平が存在する」（原著ｐ.236，邦訳303頁）。行為者である限り女は，程度の差こそあれ「女らしさ」に拘泥するが，そこに「著しい不平等」が存在するとブラウンミラーは語ったのである。

7） Ibid., p.235,（邦訳）301頁.

8） Erving Goffman, “The Arrangement between the Sexes,” *Theory & Society 4 (3)*, 1977, p.302.

9） 制度的再帰性とは‘institutional reflexivity’の訳出であり，‘reflexivity’という言葉から察せられるように，制度が循環的に再生産される様子を差し示す。この循環は行為者の信念に基づいた慣習によって支えられており，ここでいう信念とは端的に「女（男）とは～である」とする分類図式である。

10） Ibid., ｐ.307.

11） Michel Foucault, *Histoire de la Sexualité (1)* ── *La Volonte de Savoir*, , (Editions Gallimard, 1976), 渡辺守章訳『性の歴史Ｉ－知への意志』新潮社，1994年.

12） 川村邦光『オトメの身体－女の近代とセクシャリティ』紀伊国屋書店，1996年，92-104頁.

13） 私は「民衆知」という言葉を，ゴフマンのいう“民衆概念 folk conceptions”“民衆の知恵 folk wisdom”“民衆科学 folk science”を大枠で含み込む概念として提示したい。各々は，ゴフマンが主張した「自然な表現の教義 the doctrine of natural expression」── 生物学的性の“自然”な発露の現れとして「男らしさ」「女らしさ」を見做す教義── を有する。そのような教義が存在することこそが本稿と係って重要なのであって，“民衆概念”“民衆の知恵”“民衆教義”の腑分けは私の当面の関心ではない。

14） Erving Goffman, *Frame Analysis,* (Northeastern University Press, 1986), pp.35-36. ゴフマンは，例えば婦人科の検査には，セクシャルな読み込みを抑制する特別な努力が必要であるという。

15） Erving Goffman, op.cit., 1979, pp.6-7. ゴフマンは「私たちが動物と称す物体から発散される自然表示的なサイン the natural indexical signs given off by objects we call animal」は，しばしば“表現”と呼ばれるが，そこには慣習的なシンボリックなコミュニケーションのみではなく，動物と称される物体と係った物質的なプロセス

が関与している，と私たちが考えがちであるという。

16）　Erving Goffman,　op.cit., 1977, p.304. セクシャリティが「半ば操作される」ということは，セクシャリティが結局はセックス・クラスと係った実践であるということである。それ故にゴフマンはセクシャリティをジェンダーの一部だという。

17）　Erving Goffman, op.cit., 1986, p.564.

18）　Erving Goffman, op.cit., 1967, p.266. ゴフマンにとって，main trackとline of activity との一致は，当惑と係って重要な概念だったのではないだろうか。main track は line of activity をもって追求されねばならず，もしそれらが一致しないなら，状況定義は撹乱され行為者の当惑を招くことになる。だから，main track の背後に subtrack が想定されていようとも，文脈を越えて subtrack に着目する振る舞いは，当惑を引き起こす振る舞いとして抑制されねばならないのである。

19）　Erving Goffman, op. cit., 1979, p.7.

20）　Ibid., p.8.

21）　Ibid., p.7.

22）　Ibid., p.8.

23）　Erving Goffman, op. cit., 1977, p.302.

24）　上野千鶴子「セクシャリティの社会学・序説」『セクシャリティの社会学』岩波書店，1996年，５頁．上野は，近代は「『セクシャリティ』の発明と，それによって憑かれた時代」だという。フーコーもまた，近代をセクシャリティを煽る時代として捉えており，上野の指摘はフーコーの系譜上にあるものと考えられる。セクシャリティそのものはいまだに統一的見解を得るに至ってないが，「セクシャリティなるもの」を思い浮かべる際，私たちはそれを二項対立的に思い描く。この点を加藤秀一は鋭く指摘する。「ジェンダーの困難 ── ポストモダニズムと〈ジェンダー〉の概念」『ジェンダーの社会学』岩波書店，1995年，206頁より引用したい。〈性現象〉の被－構築性をいかに徹底しようとしても，「男」と「女」の二元性を踏み越えることはできないのではないか，ということ。これに対して，「性の複数化」を持ち出して反論を試みるのは，むしろ常套的なやり方だ。だがそんなものがどこに実現しているのというのか。同性愛者の存在も，対象選択における性的選択における性的志向（sexual orientation）と主体のジェンダー・アイデンティティとを区別することで，むしろうまく二元的ジェンダーの枠組みに回収できてしまう。…有性生殖をその原理としている限り，ジェンダーの二元性はつねに，最終的に回帰してくる。…おそらく，ジェンダーから〈解放〉された未来，あるいは「多数性のユートピア」を，実体として存在しうるかのごとく，夢見るべきではないのだ。

25）　拙論「ゴフマン理論の射程 ── 儀礼論と行為論のはざまで」，105頁.

26）　落合恵子『ザ・レイプ』講談社文庫，1985年，23頁.

27）　拙論で明らかにしたように，pair-formation のディスプレイは儀礼であるが，pair-formation の有効なモデルとして儀礼が存在するということは，何も行為者にそれ以外の振る舞いの余地がないことを意味するものではない。

28）　Erving Goffman, op.cit., 1979, p.3.

29）　Erving Goffman, *Encounters,*（Bobbs-Merrill, 1961）P.40，佐藤毅・折橋徹彦『出会い』誠心書房，1994年，31-32頁.「相互的活動へ共通に自発的な関与をすることによって，この活動の共有者は，しばしば，ある種の排他的連帯をもつことになり，仲間意識，精神的親密さ，そして相互の尊重といったものを表現できるようになる」。２人だけの参加者による出会いは「その相互行為が参加者たちを夢中にさせることに成功するか，失敗するかが，彼らの関係を診断する上で重要な意味ををもっている」。

30）　Erving Goffman, op.cit., 1986, p.459.「このような疑問は，親密な関係性になくてもしばしば発生するだろうが，かくして生ずる不安や疑惑は通常持続しない。何故なら単純にその他の資源や出来事を大抵活用することができるし，その他の重要な事柄がまもなくそれに取って代わるからである」。

31）　Ibid., pp.462-463.「…個人的な関係は，望まし

い絆が存在するという表現を互いに提供する２人の参加者の共同活動と定義することができる。だとすれば，2人の世界は本当に脆弱である」。

32） Ibid., p.460.

33） Ibid., p.460.

34） Ibid., p.462.

35） Ibid., p.462.

36） Ibid., p.378.

37） Ibid., pp.378-379.

38） Ibid., p.379.

39） Ibid., pp.385-386．ゴフマンは精神療法と次のようなものだという。１．患者の情報の禁領地（preserve）への侵入。２．行為の主要軌道外 outside the moin track として通常扱われる行為（赤面，沈黙，言い間違い等）の主題化。３．通常の報復原則の停止。広範囲の実行行為 acting-outの 許容。４．上品さの規則，謙虚さの規則の放棄の勧め。セラピストの語彙の押し付け。５．親密な他者との関係の考慮。禁領地の暴露。６．こうした規則への患者の否定的対応および留保は，それ自体正当な考察の主題（否定的転移の分析）となる。

40） Anthony Giddens, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies,* (Polity Press, 1992) pp.138-139，松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容 ── 近代社会におけるセクシャリティ，愛情，エロティシズム』207頁.

41） 「なぜ私は，西山記者と『情を通じた』のか！」『女性自身』1974年２月９日／16日合併号，34頁.

42） 同上誌，34頁.

43） 「外務省機密文書漏洩事件 判決と離婚を期して 私の告白」『週刊新潮』1974年２月７日号，35-36頁.

44） 同上誌36頁.

45） 同上誌36頁.

46） 澤地久枝『密約』中央公論社，1988年，157頁.

47） 前掲誌『週間新潮』，37頁.

48） 同上誌，38頁.

49） 吉田和正「外務省機密漏洩事件・７年目の春 証言・蓮見夫婦の崩壊」『新評』1979年４月号，111頁.

50） 同上誌107頁.

51） 前掲誌『新評』111頁．前掲書『週間新潮』41頁．「訴訟に懸命な夫と別れようと考え，私たちは何度か話し合った。しかし，そのつどウヤムヤになったままで，こんどの事件に見舞われた」。

52） 前掲誌『週間新潮』39頁.

53） 前掲書『密約』169-170頁．10月23日に行なわれた西山側の弁護士による最終弁論。

54） 同上書44頁.

55） 同上書169頁．なお西山側の弁護士は，最終弁論で「検察官は，西山記者の取材が執よう，強引だったと主張，その証拠として蓮見供述を引用している。しかし同供述には，感情的歪曲が多く，その供述のみとらえて一面的観察を下すことは危険である」とする（朝日新聞1973.10.24，朝刊４面）。

56） 前掲誌『週間新潮』39頁．「私をごくごく事務的に抱いて，あとは私が持っていった書類に目を通し，おたがいほとんど言葉を交わさずに別れる。間違いなくわたしは彼にひっかかっている」。

57） 「わが『毎日』苦悩の20日間の一部始終」『現代』1972年６月号，135頁.

58） 同上誌135頁.

59） 朝日新聞1973.3.28，夕刊１面.

60） 毎日新聞1972.3.29，夕刊１面.

61） 前掲書『密約』59頁.

62） 朝日新聞1973.4.4，朝刊1面.

63） 朝日新聞1973.4.4，夕刊１面.

64） 毎日新聞1972.4.10，朝刊１面.

65） 前掲書『密告』76-77頁.

66） 前掲誌『週間新潮』40頁.

67） 毎日新聞1972.4.15，夕刊１面.

68） 「天声人語」朝日新聞1972.4.17，朝刊１面.

69） 「外務省機密漏洩事件 無罪判決で“悪人”になった西山記者の身のふり方」『週間文春』1974年２月18日号，26頁.

70） 渡辺恒雄「財界人も知っていた“国家機密”

── 西山記者逮捕は謀略だった」『週間読売』1975年12月６日号，26頁.

71）「なぜ『面白い裁判だった』か 司法記者が見つめた西山・蓮見サン１年半」『週間文春』1973年10月８日号，151頁.

72）澤地久枝「報道の自由・知る権利への挑戦 ── ロッキード疑獄のさなかにこの沖縄〈密約〉漏洩への逆転判決！」『朝日ジャーナル』1976年７月30日号，21頁.

73）前掲書『密告』100頁.

74）前掲書『密約』112-115頁.

75）前掲書『密約』138-141頁.

76）「私は離婚届に名を書き入れた！」『女性自身』1974年３月２日号，34頁.

77）前掲書『密告』159頁.

78）同上書159頁.

79）『判例タイムズNo.306』1974年６月15日 発行，110頁.

80）Erving Goffman，op.cit.,1986，p.55.

81）橋爪大三郎『性愛論』岩波書店，1997，38頁.

82）田宮裕「外務省機密漏洩事件の刑事訴追」『ジュリストNo.507』1972年６月15日発行，46頁.

83）Erving Goffman，op.cit.,1986，p.55.

84）前掲誌『女性自身』32頁.

85）「判決前夜，蓮見元事務官が号泣した意外な事情」『週間朝日』1974年２月15日号，135頁.

86）毎日新聞1972.4.15，夕刊11面.

87）毎日新聞1972.4.15，夕刊11面.

88）前掲書『密約』184，192頁.

89）富森叡児「“蓮見告白”は真実か」『文春』1974年４月号，157-158頁.

90）朝日新聞1973.10.24，朝刊４面．西山記者側の最終弁論で弁護士は，「西山記者と蓮見事務官の個人的関係に触れることは，弁護人として極力避けてきた。これはニュースソースの保護という立場から西山記者が堅持してきた態度でもある」と論述した。

91）前掲誌『ジュリスト』，46頁．国家公務員ではない西山を国家公務員法で裁くことは，彼が蓮見を不当に「そそのかし」たことを立証しない限り事実上不可能であった。つまり田宮裕がいうように「そそのかす罪が成立するには，行為者にたんなる秘密漏示を引き起こさせるだけは不十分で，プラス・アルファの事情が必要だった」ところに，蓮見の供述が検察側の「そそのかし」の証拠として採用されたのである。

92）Michel Foucault, op.cit., 1976, p.76,（邦訳）４頁.

93）前掲誌『週間文春』150頁.

94）前掲誌『文春』156頁.

95）「ただ一人うなだれて有罪の判決を聞く女があわれである」。(「天声人語」朝日新聞1972.4.17)

96）小谷野敦『男であることの困難 ── 恋愛・日本・ジェンダー』新曜社，1997，236頁.

97）Erving Goffman, “The Interaction Order: American Sociological Association, 1982 Presidential Address”, *American Sociological Review 48 (1),* 1983, p.2.

98）Erving Goffman, op.cit., 1961, p.77,（邦訳）76頁.

99）Erving Goffman，op.cit.,1983，p.2.

100）Anthony Giddens, “Goffman as a Systematic Social Theorist”, Paul Drew and Anthony Wooton (eds.), *Erving Goffman: Exploring the Interaction Order* (Polity Press, 1988), p.250.